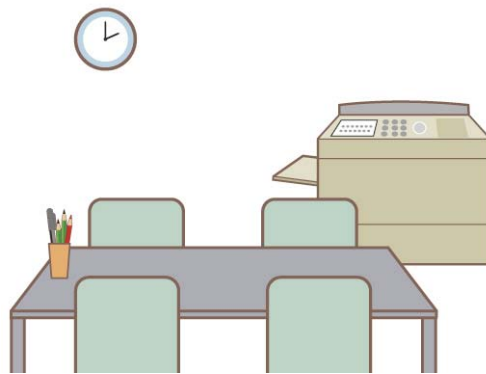


---

# 第4章 資料編



## 関係機関等のホームページ紹介

青少年の健全育成全般に関わりのある機関等のホームページを紹介します。

※順不同

サイト名	内容およびURL
警察庁	少年非行の防止(非行少年の補導等)、少年の福祉を害する犯罪の取締り等に関する事務を行っています。 <a href="http://www.npa.go.jp/">http://www.npa.go.jp/</a>
内閣府 (青少年育成推進本部)	青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務等を行っています。 <a href="http://www8.cao.go.jp/youth/">http://www8.cao.go.jp/youth/</a>
法務省	非行少年に対する検察、矯正、更生保護、人権擁護等に関する事務を行っています。 <a href="http://www.moj.go.jp">http://www.moj.go.jp</a>
文部科学省	学校教育、社会教育、家庭教育、スポーツ、ユネスコ活動等に関する事務を行っています。 <a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a>
厚生労働省	児童の使用禁止、心身の育成及び発達、保健向上、保育、養護、虐待の防止、勤労青少年の福祉の増進等に関する事務を行っています。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/">http://www.mhlw.go.jp/</a>
社団法人 全国少年警察ボランティア協会	少年警察ボランティアの活動概要について知ることができます。 <a href="http://zenshokyo.ecs.or.jp/">http://zenshokyo.ecs.or.jp/</a>
インターネット・ホットラインセンター	インターネット上の違法・有害情報の窓口です。違法情報については警察へ通報し、有害情報と判断されれば、プロバイダ等への削除依頼等を行います。 <a href="http://www.internethotline.jp/">http://www.internethotline.jp/</a>
社団法人 全国保護司連盟	保護司の活動概要について知ることができます。 <a href="http://kouseihogo-net.jp/h3/h3_1.php">http://kouseihogo-net.jp/h3/h3_1.php</a>
全国民生委員児童委員 連合会	民生委員及び児童委員(※1)の活動概要について知ることができます。 <a href="http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/">http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/</a>
日本BBS連盟	BBS会員の活動概要や入会案内等の情報を得ることができます。 <a href="http://www2.ocn.ne.jp/~bbsjapan/index2.htm">http://www2.ocn.ne.jp/~bbsjapan/index2.htm</a>
社団法人 青少年育成国民会議	各種キャンペーンやフォーラム、セミナーの情報が閲覧できます。 <a href="http://www.nayd.or.jp/">http://www.nayd.or.jp/</a>
薬物乱用防止 「ダメ。ゼッタイ。」ホームページ	クイズやゲームなどを交えながら、薬物乱用防止についてわかりやすく説明しています。 <a href="http://www.dapc.or.jp/">http://www.dapc.or.jp/</a>

※1: 民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。また民生委員・児童委員の中に、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」が児童福祉法により設置されています。主な活動は、担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するほか、地域住民に対する相談活動、社会福祉の制度やサービスについて等の情報提供、また、住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう支援しています。

# 用語解説(あ～し)



少年警察ボランティア活動に従事する上で、知っておきたい専門用語を解説します。

	用語	解説
か行	学校警察連絡協議会 がっこうけいさつれんらく きょうぎかい	警察と学校等の間において単なる情報交換だけでなく、行動連携を進めるため、非行・犯罪被害防止に関する情報を交換し、協同して取り組むべき事案についての協議を行います。
	学校警察連絡制度 がっこうけいさつれんらく せいど	教育委員会等と警察との間で協定等を結び、そこで定められた事案に該当する事案が発生したときに所要の情報交換を行う制度です。
	家庭裁判所 かていさいばんしょ	少年法に基づき、少年の保護事件の審判(少年審判)等を行う裁判所。家庭裁判所には家庭裁判所調査官が置かれ、専門的知識に基づいて、少年や保護者等への調査が行われます。
	矯正施設 きょうせいしせつ	法務省矯正局が所管している刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称です。
	刑務所 けいむしょ	主として受刑者を収容し、改善更生、社会復帰に向け必要な処遇を行う施設です。
	更生保護施設 こうせいほごしせつ	犯罪や非行をし、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立が困難な人を一定期間保護する民間の施設で、宿泊場所や食事を提供したり、生活指導、就職指導などを行い、その自立を支援しています。
	更生保護女性会 こうせいほごじょせいかい	女性の立場から、犯罪や非行のない明るい地域社会を実現するために結成されたボランティア団体です。 主な活動内容は、犯罪予防・地域活動、更生保護施設に対する支援、刑務所や少年院などの矯正施設慰問やその家族に対する支援、子育て支援活動などです。
拘留所 こうちしょ	主として被疑者、被告人等を収容し、逃亡や証拠隠滅の防止を図るなどの必要な処遇を行う施設です。	
さ行	児童買春・児童ポルノ 禁止法 じどうかいしゅん・じどうぼるの きんしほう	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」のことです。児童買春や児童ポルノに係る行為の処罰や児童の保護のための措置等を定めています。
	児童虐待防止法 じどうぎやくたいぼうしほう	「児童虐待の防止等に関する法律」のことです。児童虐待の防止や児童虐待を受けた児童の保護のための施策等を定め、施策を促進することを目的とし、児童相談所による立入調査など様々な措置を規定しています。
	児童自立支援施設 じどうじりつしえんしせつ	不良行為をした児童、又はそのおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により、生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて、生活指導、学習指導、職業指導等を行いながら自立を支援することを目的とする施設です。
	児童相談所 じどうそうだんじょ	児童福祉法に基づいて設置された専門の相談機関。相談および調査、医学的・心理学的・教育学的・社会学的及び精神保健上の判定、その判定に基づいた指導、児童の一時保護などを行います。

## 用語解説(し～ひ)

	用語	解説
さ 行	児童福祉司 じどうふくし	児童相談所長の命を受け、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うなど、児童の福祉増進に努める役割を担います。
	児童福祉法 じどうふくしほう	児童の福祉を保障するために、乳幼児の保健の改善、母体の保護、未熟児の養育、身体障害児の育成医療や、児童福祉施設の設置についての国・都道府県の義務を定めた法律です。
	少年院 しょうねんいん	家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う施設です。
	少年鑑別所 しょうねんかんべつしょ	主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を最長8週間収容し、専門的な調査や診断を行う施設です。
	少年警察活動 しょうねんけいさつかつどう	「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動」を、少年警察活動と呼びます。なお、少年警察ボランティア活動とは、少年警察活動を支援する民間ボランティアの活動を指します。
	少年刑務所 しょうねんけいむしょ	裁判時に少年である受刑者の刑を執行するために特に設けられた刑事施設ですが、現実には、該当する少年受刑者の数が僅少であるため、併せて、処遇に同様の配慮が必要となる主として26歳未満の青年男子受刑者を収容し、改善更生、社会復帰に向け必要な処遇を行う施設です。
	少年サポートチーム しょうねん	少年の問題行動が多様化・深刻化し、その背景や要因も複雑化している中、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っています。
	少年法 しょうねんほう	少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とした法律です。
	少年補導職員 しょうねんほどうしよくいん	少年相談や継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行う警察職員のことです。
	スクールサポーター	スクールサポーターとして委嘱された警察OBや教員OBが、学校からの要請に応じて、学校における生徒指導の支援、児童等の安全確保、非行・犯罪被害防止教育の支援等を行います。
事件の送致 じけん そうち	警察から検察官や家庭裁判所などに事件を引き継ぐことです。被疑者の身柄とともに送致される場合と、身柄は送致されず、事件のみが送致される場合があり、後者は報道等で「書類送検」と呼ばれることがあります。	
た 行	出会い系サイト規制法 であいけいさいときせいほう	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」のことです。いわゆる出会い系サイトの利用に起因する児童買春等の犯罪被害から児童を保護すること等を目的としています。
は 行	BBS会員 びーびーえすかいいん	BBSとは、Big Brothers and Sisters Movementの略称。「兄」「姉」のような身近な存在として少年たちと一緒に遊んだり、悩みの相談にのったり、「同じ目の高さ」で接しながら、彼らが健やかに成長することの支援をしている青年ボランティアです。全国各地において少年たちの自立を支援する活動や、非行のない環境づくりのための活動を展開しています。

# 用語解説(ふ～み)

	用語	解説
は 行	フィルタリングシステム	インターネット上の違法・有害コンテンツへのアクセスをコントロールする機能のこと。受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択できます。
	風営適正化法 ふうえいてきせいしかほう	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」のことです。少年を有害な風俗環境の影響から守るため、補導や風俗営業等への立入りを行う少年指導委員制度は、この法律により設けられています。
	福祉犯 ふくしはん	児童に淫行をさせる行為など、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪のことです。
	法務教官 ほうむきょうかん	主として少年院、少年鑑別所に勤務する国家公務員です。少年院においては収容少年の教科教育や職業補導に、少年鑑別所においては収容少年の観護処遇等に従事しています。
	保護観察 ほごかんさつ	保護観察とは、犯罪又は非行をした者が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において、その改善更生を図る制度です。具体的には、保護観察官及び保護司が、保護観察に付された者に対して保護観察の期間中守るべき事項(遵守事項)を守るように指導監督したり、家庭環境の調整をするなどの補導援助をします。保護観察の期間は、例えば、家庭裁判所で保護観察の決定を受けた少年については、原則として20歳に達するまでとされていますが、遵守事項を守っている等保護観察の必要がないと判断されれば、期間満了前に解除される場合もあります。
	保護司 ほごし	保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた、無報酬の非常勤国家公務員。地域の事情や社会資源に精通する利点を生かし、保護観察官(更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員)と協働して犯罪をした者や非行のある少年の改善更生を助け、犯罪の予防に当たる民間のボランティアです。
ボランティア保険 ほけん	福祉・環境保護・災害救助ボランティア・NPO活動などボランティア活動中におこる様々な事故を補償する保険「ボランティア活動保険」と、研修会・ハイキングなどのボランティア行事中の事故を補償する保険「ボランティア行事保険」があります。※ただし、ボランティア活動の内容によっては適用されない場合もあります。詳しくは、最寄の社会福祉協議会や各保険会社等にお問い合わせください。	
ま 行	民生委員・児童委員 みんせいいいいん・じどういいいん	民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。また民生委員・児童委員の中に、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」が児童福祉法により設置されています。民生委員・児童委員の任期は3年間。委員一人一人に担当する区域が定められ、大都市では220～440世帯ごとに1人を基準に配置されます。現在、日本全国のすべての地域で活動しています。 主な活動は、担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するほか、地域住民に対する相談活動、社会福祉の制度やサービス等についての情報提供、また、住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう支援しています。

## 用語解説(や~り)

	用語	解説
や 行	要保護児童対策 地域協議会 ようほごじどうたいさく ちいききょうぎかい	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護ができるよう、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、児童福祉法に基づき、地方公共団体に、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」を置くことができることとなり、「全市町村における地域協議会の速やかな設置を目指す」とされています。
ら 行	臨床心理士 りんしょうしんりし	心の問題を解決する専門家として、(財)日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格です。

